

令和3年度

「行政についての質問・要望書」要旨

犬山市



令和3年度 行政についての質問・要望についての回答

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
1	成海	<p>現在「広報犬山」を月2回発行されているが、資源節減の観点から見直しを検討してほしい。2018年の全国自治体の状況を見ると、75%の自治体が月1回の発行である。</p> <p>また、季刊で配布している「議会の手帖」「社協だより」などの冊子についても各戸配布が必要なのかを検討し、デジタル化の推進を加速すべきである。</p>	<p>【広報犬山について】 以前から、月1号化の研究を続けていますが、過去の市民意識調査の「広報の発行回数」では「月に1回」、「月に2回」がほぼ同程度だったため、鮮度の高い情報をできるだけ早く届けることを優先し、月2回を継続しています。令和3年度の市民意識調査では「月1回が62.6%」「月2回が37.4%」となり、月1回が上回りました。そのため、発行回数見直しの検討を内部で進めているところです。(企画広報課)</p> <p>【議会の手帖について】 市議会では、多くの市民に議会に関する様々な情報を知っていただくため、複数の方法で情報発信をしています。デジタル分野においては、既に市ホームページ、マチイロ(アプリ)などでデジタル配信を行っており、また、当市で試行運用中である「デジタル町内会」でも掲載をお願いしているところです。 紙媒体は、より多くの市民が情報を受け取るため、当面は必要と考えていますが、今後デジタル化が進む中で、改めてデジタルによる発信と紙媒体の在り方の検討が必要になると考えています。(議事課)</p> <p>【デジタル化の推進について】 市では、市広報や回覧の配布などをスマートフォンやタブレット等を使って送受信することで町内会事務の負担軽減につながるよう希望された7町内会において、デジタル町内会の試験運用を行っており、令和5年度からの導入に向けて制度の検討を進めています。(地域協働課)</p> <p>【社協だよりについて】 現在、当会のホームページ及びデジタル町内会のモデル実証(～令和5年3月31日まで)においてデジタル配信を行っております。 ただし、より多くの市民が情報を受け取るため、当面は必要と考えていますので、全戸配布との併用を予定しています。(社会福祉協議会)</p>	<p>企画広報課 (44-0311)</p> <p>議事課 (44-0307)</p> <p>地域協働課 (44-0349)</p> <p>社会福祉協議会 (62-2508)</p>
2	成海	<p>現在ゴミは各町内会に集積場を設けて収集してもらっているが、高齢化が進む中、集積場に持っていくことが困難な人も増えてくると思われるため、収集方法の見直しを検討してほしい。</p> <p>また、ゴミの捨て方などルールを守らない人がいて問題となっている。市民が平等に行政サービスを受けることを考えるのであれば、町内会活動だけで解決するのは困難である。</p>	<p>ごみの収集については、効率的に収集業務が実施できるステーション方式を継続しながら、ごみ出しに支援が必要な世帯に対しては、福祉施策との連携を図りながら実施しておりますが、高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえたうえで、収集方法の検討を行っていきます。</p> <p>また、ごみ出しのルールが守られていない場合は、市職員が個別に対応させていただきます。町内会の集積場管理の負担を軽減するため、適切にごみ排出の徹底や、不適切なごみ出しに対しては、回収や指導を行いますのでご相談ください。</p>	<p>環境課 (44-0344)</p>

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
3	鵜飼町	<p>本町内には10件ほどの空き家があり、中には崩れかけている家もあるため、防犯上よくない。 また、本町内には公共施設がないので、市として空き家問題に取り組み、買い取る等して建物を建設してもらいたい。</p>	<p>空き家対策として、適正管理がされていないなどによる近隣の方からの相談に対しては、現地確認の上、是正を促す初期指導を行うほか、所有者等からの相談に対しては、その内容に応じた専門家を派遣する住宅相談を実施しています。 この他にも、空き家バンク、危険空き家解体費補助、などにより空き家の利活用促進、空き家の解消に向けた取り組みを実施しております。(都市計画課)</p> <p>公共施設は、各町内ではなく市内全域の地域ごとに設置をしており、鵜飼町周辺においては、犬山西ふれあいセンターなどがあり、市として新たに公共施設を設置する予定はありません。また、町内会において集会場を新築、改築する場合の補助制度はありますのでご相談ください。(地域協働課)</p>	<p>都市計画課 (44-0331)</p> <p>地域協働課 (44-0349)</p>
4	長塚3	<p>賃貸住宅の所有者から、町内会費は払うが、ごみ集積場の清掃はしないとされた。町内会としては認められないが、市の考えを聞きたい。</p>	<p>市としては、ごみ集積場を管理している町内会のルールは遵守していただくよう案内をしています。</p>	<p>環境課 (44-0344)</p>
5	時迫間	<p>時迫間住宅の南北中央通り、南端交差点で視界不良による接触事故やヒヤリハットが数多くある。カーブミラーは設置されているが、一歩前進しないと状況が確認できない。これを解決するために、ロードポストを設置し、少し前進して確認できるようにしてほしい。</p>	<p>ご要望のロードポストの設置など市道の安全対策は、地元からの土木要望申請により順次対応を検討及び実施しています。 土木要望申請については、要望内容について町内会で合意をしていただきましたら、地域の土木要望を取りまとめていただく担当の土木常設員の方がいますので、ご相談いただき要望書の提出をお願いします。 委嘱状とともに資料として配布しました「町会長さんへ、土木常設員からのご案内(例)」を参考にしてください。</p>	<p>土木管理課 (44-0334)</p>
6	上大本町	<p>武道館北西の坂道及び北東の道路が、夜間とても暗いので照明がほしい。</p>	<p>街路灯の新規設置は、地元からの土木要望申請により順次設置しています。 土木要望申請については、要望内容について町内会で合意をしていただきましたら、地域の土木要望を取りまとめていただく担当の土木常設員の方がいますので、ご相談いただき要望書の提出をお願いします。 委嘱状とともに資料として配布しました「町会長さんへ、土木常設員からのご案内(例)」を参考にしてください。 なお、街路灯の設置箇所は既存の電柱を利用していただくことが基本ですので、電柱の無い箇所への設置は、街路灯用のポールを町内会等の負担で設置していただく必要があります。 また、電柱への街路灯設置には、電柱を管理する電力会社からの許可及び電力の引込が必要であるため、希望される箇所によっては、設置が出来ない可能性もあります。</p>	<p>土木管理課 (44-0334)</p>

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
7	上大本町	北小学校が停電時でも避難所とわかるように、ソーラー式の照明を目印として3ヶ所ほどつけてほしい。	小学校の南西側に既設のソーラー式照明が1基ありますが、現在故障中のため、令和4年度に修繕をする予定です。また、照明の増設は、現在のところ考えていません。理由としましては、災害発生による停電時でも蓄電池により体育館の照明が点灯し、窓から明かりが漏れることや、学校入り口付近に投光器を配置することで、避難所の場所をお知らせすることができると考えているためです。	防災交通課 (44-0346)
8	上大本町	針綱神社南側坂道道路(郷瀬川に続く坂道)の照明にツタ・樹木が絡んでいるため撤去してほしい。	ご要望の照明灯周辺の樹木撤去については、12月末時点で対応済みです。	土木管理課 (44-0334)
9	上大本町	旧宮田眼科から郷瀬川瓦坂橋に続く道の状態が悪いため、補修してほしい。	犬山市では、舗装の損傷が著しい道路について、市内全域で計画的に舗装改修を進めており、ご要望の箇所は、令和7年度に舗装の全面改修を予定しています。また、舗装改修実施までの期間は、道路パトロールなどにより通行に支障が生じた場合は、部分的な修繕を実施し通行の安全性を確保します。	土木管理課 (44-0334)
10	天神町	設置されていた天神町4・5の掲示板は、汚水処理場解体に伴い、撤去されたが、1～3丁目も市が必要ないと思うなら撤去してほしい。 2基とも使い勝手が悪い場所であり、さらに、うち1基は西向きで強風に耐えられず、2日ほどで掲示物が無くなる。 また、板が固いため、画鋲が曲がったり折れたりする。 他の町内会の掲示板を見ると西向きには設置されていない様子なので、掲示板設置を継続するのであれば、希望場所への移動と向きの変更をお願いしたい。	市の情報発信についてポスターを利用する場合は、広報などにも同様の内容を掲載するようにし、ポスターでしかお知らせすることはないよう努めています。そのため、広報板の撤去を希望される場合は、その意向を優先し、市で撤去工事を行っています。 ご要望のありました広報板についても、1月25日にご連絡したとおり撤去工事を実施しました。	企画広報課 (44-0311)
11	城屋敷北	羽黒交差点を含む県道27号線の歩道や交差点の角にガードレールがない。(羽黒の交差点は、高根洞工業団地から20t超の大型車が絶えず往来している。) ニュースで小学生の列に車が突っ込む事故が多数報じられており、この県道も小学生の通学路にもなっているので、大変危険である。今後のガードレールの設置予定の有無、設置予定年度、工業団地からの大型車う回路の完成年度を明示してほしい。	県道を管理する愛知県に確認したところ、主要地方道春日井各務原線(県道27号線)のガードレールについては、予算の状況を踏まえつつ、緊急性の高い箇所を優先し、整備を検討するとのことでした。 また、工業団地からの大型車う回路(主要地方道多治見犬山線(県道16号線))については、都市計画道路として計画が定められているものの、沿線の土地利用状況を踏まえると早期の事業化は大変困難な状況とのことでした。 今後の整備については、市としても引き続き県と調整を図っていきます。	整備課 (44-0332)
12	北徳明町	デジタル町内会の経費について、試行期間中は市の負担だが、本格運用後は各町内会の負担になると聞いている。 デジタル町内会は、市からの広報や連絡、防災にも使用が見込まれることから、導入の趣旨を鑑み、各町内会の負担ではなく、市の責任において実施してもらいたい。	本格運用後は、各町内会とアプリ会社との契約となりますが、市としてデジタル化の推進は必要と考えていますので、運用に係る経費は、町内会の負担とならないよう市が町内会へお支払いする「行政事務委託料」の中での組み換えを検討しています。 まだ具体的な内容は決まっていますが、モデルとなっただいている町内会の意見も伺いながら今後の方針を決めていきたいと考えています。	地域協働課 (44-0349)

No	町内名	質問・意見	回答	担当課 (電話番号)
13	北徳明町	<p>北徳明町は道路の幅員が狭く、清掃車両等が通行できないため、町内にごみ集積場が確保できず、近隣の月極駐車場を年間60,000円で町内会費により借り上げている。</p> <p>土地の借地料については補助金の対象となっているが、町内会の負担額に対する補助金の積算根拠が低く抑えられており、世帯数が少ない本町内会において、この駐車場借上額は町内会費の大部分を占めており、町内会運営に大きな支障をきたしているため、補助額の積算根拠の見直しと大幅な拡充を要望する。</p>	<p>「ごみ集積場用地賃借事業補助」は、全市的な実態調査に基づき補助の上限金額を設定しています。補助金額は、用地を借地されている町内会(北徳明町を含む)の平均から算出していますのでご理解ください。</p>	環境課 (44-0344)
14	山崎	<p>広報の内容を凝縮し、執拗な部分を重点的に掲載した月1回とした方が1年を通して手元に残るためよいと思う。(現在はほとんどが資源ごみとなっており、また班長も高齢化している)</p> <p>緊急の場合は回覧を活用することで、住人の安否確認や交流、助け合いが生まれると思う。</p>	<p>以前から、月1号化の研究を続けていますが、過去の市民意識調査の「広報の発行回数」では「月に1回」、「月に2回」がほぼ同程度だったため、鮮度の高い情報をできるだけ早く届けることを優先し、月2回を継続しています。令和3年度の市民意識調査では「月1回が62.6%」「月2回が37.4%」となり、月1回が上回りました。そのため、発行回数見直しの検討を内部で進めているところです。あわせて、緊急時の情報提供についても回覧を含め様々な手法を検討を進めていきます。</p>	企画広報課 (44-0311)
15	南ニュータウン	<p>町内の高齢化が進み、役員の人選が難しくなっている。高齢世帯の役員免除が年々増加し、近い将来運営が心配である。顕著な高齢化における町内会の存続について市はどのようなビジョンを持っているのか。</p> <p>また、コロナ禍で総会が2年もできず、役員だけで決めることも多く、負担が大きい。</p> <p>コロナが明けたら、市民が元気になる盛大なイベントを企画してほしいが、何か予定はあるか。</p>	<p>町内によって高齢化、世帯数の減少で役員のなり手が不足している現状は認識しています。市から依頼する業務の負担軽減に努めるとともに、自治活動をサポートしていきたいと考えています。</p> <p>なお、現在、市では、市広報や回覧の配布などをスマートフォンやタブレット等を使って送受信することで町内会事務の負担軽減につながるよう希望された7町内会において、デジタル町内会の試験運用を行っており、令和5年度からの導入に向けて制度の検討を進めています。</p> <p>イベントにつきましては、令和4年度についてもコロナの状況を見ながら、市民の方が参加できるイベントが開催できるよう検討を進めていきます。</p>	地域協働課 (44-0349)
16	青塚新町	<p>毎月、年12回の広報や回覧はいいが、日本赤十字、赤い羽根、コミュニティー、消防協力費、社会福祉、年末たすけあいなど組長(班長)は大変である、何か良い方法はないのか。</p>	<p>日本赤十字社の社資募集については、犬山市社会福祉協議会会費と同時期になるよう、現在、見直しを図っています。(福祉課・社会福祉協議会)</p> <p>赤い羽根・歳末たすけあい募金、社協会費の趣旨及び時期が異なるため、一つにまとめることは困難であると考えます。(社会福祉協議会)</p> <p>楽田地区のコミュニティー会費と消防協力費は、楽田地区町会長会で独自に協議のうえ集められています。また、会費の集金は、町内会総意のうえ町内会費から支出したり、各家庭ごとに集金したり、町内会によって異なります。町内会にとって良い方法を相談していただくようお願いします。(市民課)</p>	<p>福祉課 (44-0320)</p> <p>社会福祉協議会 (62-2508)</p> <p>市民課 楽田出張所 (67-1004)</p>